

「国民健康保険被保険者証」が更新されます

皆さんが現在使用している国民健康保険被保険者証（以下、「保険証」といいます）は、平成30年7月31日
 で有効期限が切れるため、7月下旬に新しい保険証を郵送します。更新後の保険証は平成30年8月1日から翌
 年7月31日までの1年間有効となりますので大切に保管してください。

なお、国民健康保険制度のしくみを解説したポケットブックおよびジェネリック医薬品希望シールを同封し
 ますので、ご活用してください。

●高齢受給者証について（70歳以上75歳未満の方）

国保に加入している70歳以上75歳未満の方には、国民健康保険高齢受給者証（白いカード）が交付され
 ていましたが、平成30年8月1日から保険証と一体化されることにより、交付されません。

●簡易書留で郵送します

- ・世帯ごとに簡易書留で郵送します。受け取る際には押印または署名をお願いします。
- ・配達時に不在の時は、「不在配達通知票」が投函されますので、希望の再配達日時を指定してください。
 （詳しくは「不在配達通知票」に記載の郵便コールセンターにお問い合わせください）

●「資格証明書・短期被保険者証」の対象世帯の方

対象世帯には事前に通知します。国民健康保険課または稲垣出張所、車力出張所窓口でお受け取りください。

●届け出をお願いします

勤務先などの健康保険に加入または脱退したときは、必ず国民健康保険課または稲垣出張所、車力出張所
 まで届け出をお願いします。

【国保に入るとき】

- ・他の市町村から転入したとき。
- ・職場の健康保険などをやめたとき。
- ・国保に加入している方で子どもが生まれたとき。
- ・生活保護を受けなくなったとき。

【国保をやめるとき】

- ・他の市町村に転出するとき。
- ・職場の健康保険などに加入したとき。
- ・国保に加入している方で死亡したとき。
- ・生活保護を受けはじめたとき。

【問い合わせ先】国民健康保険課 電話42-2111（内線271・272）

「みなし健診」が始まります

みなし健診とは、かかりつけ医で治療中の方が情報提供に同意いただくことで、
 定期通院時に実施している検査結果を特定健診結果に置き換えることです。

定期通院で把握している検査項目が、特定健診の項目に不足する場合は、
 不足分の検査を無料で受けられます。

対 象 40～74歳の国民健康保険被保険者で今年度の特定健診を受診していない方、または申し込みをし
 ていない方の中から1000名を抽出し、7月末から通知します。

通知書が届かない方でも、みなし健診にご協力できる方は、国民健康保険課へご連絡ください。

料 金 情報提供にかかる料金および定期通院時に実施していない検査項目の追加実施は0円です。
 （普段かかっている治療費やお薬代はご本人の負担となります）

みなし健診は、元気・健康ポイントの対象事業です

ご協力いただいた方には、記念品（つがる市商工会共通商品券500円）と交換できるポイントを押印した
 カードを送付します。

【問い合わせ先】国民健康保険課 電話42-2111（内線273）



告 告

市民のコミュニケーションをお手伝い



お祭り大会 名入タオル 快気祝い 香典返し
 中元 景品 大会賞品 出産内祝 快気祝い 香典返し

カタログ 無料配達 **マイエト** TEL42-2118 木造有楽町

告 告

進学・学習指導教室 **萩野学習会** 対象 小学生・中学生 (国・英・数・社・理)

夏期講習会(7/23~8/10) 全県テスト(7/22)同時受付中!

【全体】+【個別対応】=【実力アップ!】

平成30年度入試合格者実績(一部掲載)

- ◆弘前中央高校1名(1.39倍)
- ◆陸自高等工学校1名(9倍)
- ◆五所川原高校9名
- ◆五所工業2名
- ◆木造高校4名
- ◆五所農林2名

無料体験学習 受付中!

〒038-3136 つがる市木造萩野13-23(商工会館裏) お問い合わせは TEL.0173(42)1738

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

1 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証について

住民税非課税世帯の方に交付されている「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」は、平成30年7月31日が有効期限となっています。昨年度に引き続き、非課税世帯と認定された方には、新しい認定証（有効期限は翌年7月31日まで）が郵送されますので、更新手続きの必要はありません。

新たに平成30年度の住民税が非課税となった世帯の方は、認定証の交付申請手続きが必要となります。後期高齢者医療被保険者証と認め印を持参の上、国民健康保険課窓口で手続きしてください。

2 後期高齢者医療限度額適用認定証について

窓口負担が3割となっている現役並み所得区分（住民税課税所得金額が145万円以上）が、8月から3つの区分に分かれます。

このことにより、住民税課税所得が145万円以上690万円未満の方（現役並みⅠ、Ⅱの区分）は、新たに「後期高齢者医療限度額適用認定証」の交付申請手続きが必要となります。申請の際は、後期高齢者医療被保険者証と認め印を持参の上、国民健康保険課窓口で手続きしてください。

3 高額療養費、高額介護療養費の上限額変更について

8月から、70歳以上の皆さまの高額療養費・高額介護療養費の上限額が変わります。概要は以下のとおりとなりますが、詳細についてはお問い合わせください。

●高額療養費

- ・現役並み所得区分について、3つに細分化された上で限度額が引き上がります。外来特例は廃止されます。
- ・一般所得区分については、外来上限額が14,000円から18,000円に引き上がります。
- ・住民税非課税区分については、従来どおりです。

所得区分	限度額 (世帯※1)	
	外来(個人)	
現役並みⅢ 課税所得690万円以上	252,600円 + (医療費総額 - 842,000円) × 1% (140,100円) ※2	
現役並みⅡ 課税所得380万円以上690万円未満	167,400円 + (医療費総額 - 558,000円) × 1% (93,000円) ※2	
現役並みⅠ 課税所得145万円以上380万円未満	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1% (44,400円) ※2	
一般 課税所得145万円未満	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (44,400円) ※2

太枠内が変更部分

※1 同じ世帯で同じ保険者に属する者

※2 く) は、4回目の該当から負担額を抑える「多数回該当」

●高額介護療養費

- ・現役並み所得区分について、3つに細分化された上で限度額が引き上がります。
- ・一般所得区分、住民税非課税区分については、従来どおりです。

所得区分	70歳以上※
現役並みⅢ 課税所得690万円以上	212万円
現役並みⅡ 課税所得380万円以上690万円未満	141万円
現役並みⅠ 課税所得145万円以上380万円未満	67万円

太枠内が変更部分

※対象世帯に70～74歳と70歳未満が混在する場合、まず70～74歳の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担合算額を合わせた額に限度額を適用。

【問い合わせ先】 つがる市国民健康保険課 電話42-2111 (内線274・275)

青森県後期高齢者医療広域連合 電話017-721-3821